

共済組合ではマイナンバーを活用した事務処理を行っています

本組合では組合員及び被扶養者から提出いただいた個人番号（以下「マイナンバー」という）を「奈良県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」「奈良県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程」「奈良県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程細則」（以下まとめて「規定」という）に基づき、適切に収集・管理を行っています。

マイナンバーを含む特定個人情報の利用目的は、規定によって以下のとおり定められています。

個人番号利用事務の例

- ・厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
- ・地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務

具体例としてマイナンバーを届け出た場合、被扶養者申告書の添付書類を一部省略できるほか、被扶養者資格確認届（いわゆる「継続調査」）の添付書類を一部省略することが可能です。

また、マイナンバーカードの保険証利用によって、マイナンバーを利用した被保険者資格の確認や限度額情報の確認が可能となります。

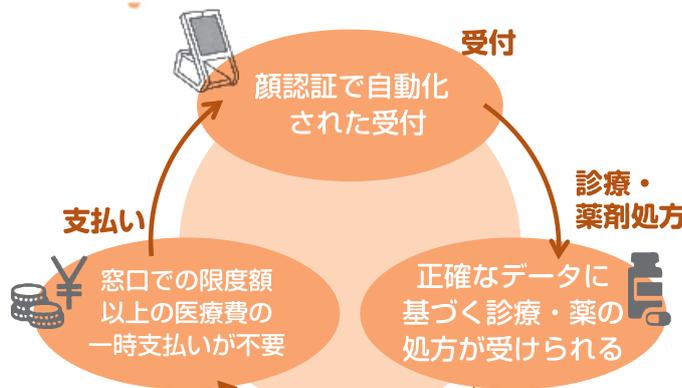
- ※ 本共済組合は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という）に定める「個人番号利用事務実施者」であるため、住民基本台帳ネットワークを通じて個人番号が収集できることとなっています。
- ※ 番号法第十四条では住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二に基づき、本人の同意がなくても個人番号を収集することが認められています。
- ※ 令和6年秋にマイナンバーカードの健康保険証化が開始され、現在使用している組合員証（健康保険証）の廃止が国会で閣議決定されています。
マイナンバーカードを医療機関の窓口で保険証として利用することで、下記のとおりメリットがありますので、まだマイナンバーカードを取得されていない方は、早急に取得の手続きをさせていただきようお願いします。

マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

通院においても、その他の場面でも
マイナンバーカードの健康保険証利用で便利になります

💡 いつもの通院等が便利に！

💡 こんなところも簡単・便利に！



● 特定健診や薬の情報をマイナポータルで閲覧できる

● マイナポータルからe-Taxに連携し、確定申告が簡単に

● 健康保険証としてずっと使える

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは  マイナポータル



◀ 利用申し込みは、左のQRコードをご利用ください。